

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表

(令和3年4月施行版)

- 2 訪問型サービス(独自)サービスコード表・A2
- 3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表・A3
- 6 通所型サービス(独自)サービスコード表・A6
- 7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表・A7

越 前 町

2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

変更及び追加箇所

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	上乗せ 対象
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(予防給付相当)(Ⅰ) *月3回以上の場合、月単位	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)(1月) 1,176 単位	1,176	1月につき ○
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)(1日) 39 単位	39	1日につき ○
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(予防給付相当)(Ⅱ) *月5回以上の場合、月単位	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)(1月) 2,349 単位	2,349	1月につき ○
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)(1日) 77 単位	77	1日につき ○
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(予防給付相当)(Ⅲ) *月8回以上の場合、月単位	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)(1月) 3,727 単位	3,727	1月につき ○
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)(1日) 123 単位	123	1日につき ○
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(予防給付相当)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)(1回) 268 単位	268	○
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(予防給付相当)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)(1回) 272 単位	272	1回につき ○
A2 2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(予防給付相当)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)(1回) 287 単位	287	○
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算		
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 【R4.3月まで】 (3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) 【R4.3月まで】 (3)で算定した単位数の 80% 加算		
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算		
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算		
A2 8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	【R3.9月まで】 所定単位数の 1/1000 加算		

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。
 ※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、減算する前の所定単位数を用います。
 ※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、令和3年3月31日で廃止します。経過措置として、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、令和4年3月31日までの間、同加算を算定することができます。
 ※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、1/1,000を上乗せします。対象のサービスコードについては、表の「上乗せ対象」欄を確認してください。

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表

変更及び追加箇所

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	上乗せ 対象	
種類	項目							
A3	1001 訪問型サービスA(1割)	訪問型サービスA (1ヶ月9回まで)	訪問型サービスA	1割負担者	230 単位	230	1回につき	○
A3	1002 訪問型サービスA(2割)			2割負担者(一定以上所得者)	230 単位	230		○
A3	1003 訪問型サービスA(3割)			3割負担者(現役並み所得者)	230 単位	230		○
A3	1201 訪問型サービスA(初回加算)(1割)		初回加算	1割負担者	200 単位	200	1月につき	
A3	1202 訪問型サービスA(初回加算)(2割)			2割負担者(一定以上所得者)	200 単位	200		
A3	1203 訪問型サービスA(初回加算)(3割)			3割負担者(現役並み所得者)	200 単位	200		
A3	8311 訪問型サービスA(1割) 令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅰ	新型コロナウイルス感染症への対応 ※基本報酬(1月あたりの算定単位数)が1,499単位以下の場合	1割負担者 【R3.9月まで】	1 単位	1	1月につき		
A3	8312 訪問型サービスA(2割) 令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅱ	新型コロナウイルス感染症への対応 ※基本報酬(1月あたりの算定単位数)が1,500単位以上の場合	2割負担者(一定以上所得者) 【R3.9月まで】	2 単位	2			
A3	8321 訪問型サービスA(3割) 令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅲ	新型コロナウイルス感染症への対応 ※基本報酬(1月あたりの算定単位数)が1,499単位以下の場合	3割負担者(現役並み所得者) 【R3.9月まで】	1 単位	1			
A3	8322 訪問型サービスA(1割) 令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅰ	新型コロナウイルス感染症への対応 ※基本報酬(1月あたりの算定単位数)が1,500単位以上の場合	2割負担者(一定以上所得者) 【R3.9月まで】	2 単位	2			
A3	8331 訪問型サービスA(2割) 令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅱ	新型コロナウイルス感染症への対応 ※基本報酬(1月あたりの算定単位数)が1,499単位以下の場合	3割負担者(現役並み所得者) 【R3.9月まで】	1 単位	1			
A3	8332 訪問型サービスA(3割) 令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅲ	新型コロナウイルス感染症への対応 ※基本報酬(1月あたりの算定単位数)が1,500単位以上の場合	2割負担者(一定以上所得者) 【R3.9月まで】	2 単位	2			

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、基本報酬に応じて1単位、又は2単位を上乗せします。対象のサービスコードについては、表の「上乗せ対象」欄を確認してください。

6 通所型サービス(独自)サービスコード表

変更及び追加箇所

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位数	上乗せ 対象
A6 1111	通所型独自サービス1	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,672 単位	1,672	1月につき ○
A6 1112	通所型独自サービス1日割	*月3回以上の場合、月額単位	55 単位	55	1日につき ○
A6 1221	通所型独自サービス/22	要支援2(週1回程度)	1,672 単位	1,672	1月につき ○
A6 1222	通所型独自サービス/22日割	*月3回以上の場合、月額単位	55 単位	55	1日につき ○
A6 1121	通所型独自サービス2	事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,428 単位	3,428	1月につき ○
A6 1122	通所型独自サービス2日割	*月5回以上の場合、月額単位	113 単位	113	1日につき ○
A6 1113	通所型独自サービス1回数	事業対象者・要支援1(週1回程度)	384 単位	384	1回につき ○
A6 1223	通所型独自サービス/22回数	要支援2(週1回程度)	384 単位	384	1回につき ○
A6 1123	通所型独自サービス2回数	事業対象者・要支援2(週2回程度)	395 単位	395	1回につき ○
A6 1213	通所型独自サービス/21回数	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所サービス(予防給付相当)を行う場合(1回につきの場合)	290 単位	290	1回につき ○
A6 1323	通所型独自サービス/32回数	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所サービス(予防給付相当)を行う場合(1回につきの場合)	290 単位	290	1回につき ○
A6 1423	通所型独自サービス/42回数	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所サービス(予防給付相当)を行う場合(1回につきの場合)	301 単位	301	1回につき ○
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1日につき
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1回につき
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所サービス(予防給付相当)を行う場合	事業対象者・要支援1(週1回程度) *月3回以上の場合、月額単位	376 単位減算	-376
A6 6126	通所型独自サービス同一建物減算/22	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所サービス(予防給付相当)を行う場合	要支援2(週1回程度) *月3回以上の場合、月額単位	376 単位減算	-376
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所サービス(予防給付相当)を行う場合	事業対象者・要支援2(週2回程度) *月5回以上の場合、月額単位	752 単位減算	-752
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症利用者受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算 (1)口腔機能向上加算(I)		150 単位加算	150
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II	ト 口腔機能向上加算 (2)口腔機能向上加算(II)		160 単位加算	160
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	チ 選択的サービス複数実施加算 (1)選択的サービス複数実施加算(I)		運動器機能向上及び栄養改善 480 単位加算	480
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2	チ 選択的サービス複数実施加算 (1)選択的サービス複数実施加算(I)		運動器機能向上及び口腔機能向上 480 単位加算	480
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3	チ 選択的サービス複数実施加算 (1)選択的サービス複数実施加算(I)		栄養改善及び口腔機能向上 480 単位加算	480
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算 II	チ 選択的サービス複数実施加算 (2)選択的サービス複数実施加算(II)		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700 単位加算	700
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120 単位加算	120
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1	ス サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算(I)		事業対象者・要支援1(週1回程度) 88 単位加算	88
A6 6022	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /22	ス サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算(I)		要支援2(週1回程度) 88 単位加算	88
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2	ス サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算(I)		事業対象者・要支援2(週2回程度) 176 単位加算	176
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1	ス サービス提供体制強化加算 (2)サービス提供体制強化加算(II)		事業対象者・要支援1(週1回程度) 72 単位加算	72
A6 6128	通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22	ス サービス提供体制強化加算 (2)サービス提供体制強化加算(II)		要支援2(週1回程度) 72 単位加算	72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2	ス サービス提供体制強化加算 (2)サービス提供体制強化加算(II)		事業対象者・要支援2(週2回程度) 144 単位加算	144
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 1	ス サービス提供体制強化加算 (3)サービス提供体制強化加算(III)		事業対象者・要支援1(週1回程度) 24 単位加算	24
A6 6124	通所型独自サービス提供体制強化加算 III /22	ス サービス提供体制強化加算 (3)サービス提供体制強化加算(III)		要支援2(週1回程度) 24 単位加算	24
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 2	ス サービス提供体制強化加算 (3)サービス提供体制強化加算(III)		事業対象者・要支援2(週2回程度) 48 単位加算	48
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ル 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 1	ル 生活機能向上連携加算 (2)生活機能向上連携加算(II)		200 単位加算	200
A6 4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 2	ル 生活機能向上連携加算 (2)生活機能向上連携加算(II)		運動器機能向上加算を算定している場合 100 単位加算	100
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算 (1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)		20 単位加算	20
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算 (2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)		5 単位加算	5
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	カ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の 59/1000 加算	
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II	カ 介護職員処遇改善加算 (2)介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の 43/1000 加算	
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III	カ 介護職員処遇改善加算 (3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の 23/1000 加算	
A6 6113	通所型独自サービス処遇改善加算 IV	カ 介護職員処遇改善加算 (4)介護職員処遇改善加算(IV) 【R4.3月まで】		(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A6 6115	通所型独自サービス処遇改善加算 V	カ 介護職員処遇改善加算 (5)介護職員処遇改善加算(V) 【R4.3月まで】		(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	コ 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の 12/1000 加算	
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II	コ 介護職員等特定処遇改善加算 (2)介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の 10/1000 加算	
A6 8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応 【R3.9月まで】		所定単位数の 1/1000 加算	

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、減算する前の所定単位数を用います。

※介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)は、令和3年3月31日で廃止します。経過措置として、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、

令和4年3月31日までの間、同加算を算定することができます。

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、1/1,000を上乗せします。対象のサービスコードについては、表の「上乗せ対象」欄を確認してください。

<定員超過の場合>

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位数	上乗せ 対象
A6 8001	通所型独自サービス1・定超	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,672 単位	1,170	1月につき ○
A6 8002	通所型独自サービス1日割・定超		55 単位	39	1日につき ○
A6 8014	通所型独自サービス/22・定超	要支援2(週1回程度)	1,672 単位	1,170	1月につき ○
A6 8015	通所型独自サービス/22日割・定超		55 単位	39	1日につき ○
A6 8011	通所型独自サービス2・定超	事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,428 単位	2,400	1月につき ○
A6 8012	通所型独自サービス2日割・定超		113 単位	79	1日につき ○
A6 8003	通所型独自サービス1回数・定超	事業対象者・要支援1(週1回程度)	384 単位	269	1回につき ○
A6 8016	通所型独自サービス/22回数・定超	要支援2(週1回程度)	384 単位	269	1回につき ○
A6 8013	通所型独自サービス2回数・定超	事業対象者・要支援2(週2回程度)	395 単位	277	1回につき ○

<看護・介護職員が欠員の場合>

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位数	上乗せ 対象
A6 9001	通所型独自サービス1・欠	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,672 単位	1,170	1月につき ○
A6 9002	通所型独自サービス1日割・欠		55 単位	39	1日につき ○
A6 9014	通所型独自サービス/22・欠	要支援2(週1回程度)	1,672 単位	1,170	1月につき ○
A6 9015	通所型独自サービス/22日割・欠		55 単位	39	1日につき ○
A6 9011	通所型独自サービス2・欠	事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,428 単位	2,400	1月につき ○
A6 9012	通所型独自サービス2日割・欠		113 単位	79	1日につき ○
A6 9003	通所型独自サービス1回数・欠	事業対象者・要支援1(週1回程度)	384 単位	269	1回につき ○
A6 9016	通所型独自サービス/22回数・欠	要支援2(週1回程度)	384 単位	269	1回につき ○
A6 9013	通所型独自サービス2回数・欠	事業対象者・要支援2(週2回程度)	395 単位	277	1回につき ○

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表

変更及び追加箇所

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	上乗せ 対象
A7 1001	通所型サービスA(1割)	通所型サービスA (1ヶ月5回まで)	1割負担者	316 単位	316	1回につき ○
A7 1002	通所型サービスA(2割)		2割負担者(一定以上所得者)	316 単位	316	1回につき ○
A7 1003	通所型サービスA(3割)		3割負担者(現役並み所得者)	316 単位	316	1回につき ○
A7 8311	通所型サービスA(1割) 令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅰ	新型コロナウイルス感染症への対応 ※基本報酬(1月あたりの算定単位数)が1,499単位以下の場合	1割負担者 【R3.9月まで】	1 単位	1	1月につき
A7 8312				新型コロナウイルス感染症への対応 ※基本報酬(1月あたりの算定単位数)が1,500単位以上の場合	2 単位	
A7 8321	通所型サービスA(2割) 令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅱ	新型コロナウイルス感染症への対応 ※基本報酬(1月あたりの算定単位数)が1,499単位以下の場合	2割負担者(一定以上所得者) 【R3.9月まで】	1 単位	1	
A7 8322				新型コロナウイルス感染症への対応 ※基本報酬(1月あたりの算定単位数)が1,500単位以上の場合	2 単位	
A7 8331	通所型サービスA(3割) 令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅲ	新型コロナウイルス感染症への対応 ※基本報酬(1月あたりの算定単位数)が1,499単位以下の場合	3割負担者(現役並み所得者) 【R3.9月まで】	1 単位	1	
A7 8332				新型コロナウイルス感染症への対応 ※基本報酬(1月あたりの算定単位数)が1,500単位以上の場合	2 単位	

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、基本報酬に応じて1単位、又は2単位を上乗せします。対象のサービスコードについては、表の「上乗せ対象」欄を確認してください。